

入学者選考にかかわる「教育相談」について

本校高等部に入学を希望される方は「教育相談(面談)」を必ず受けていただく必要があります。期間内に教育相談を受けないと出願できません。教育相談は、下記のように実施します。

記

1 期間

- (1) 7月10日(木)から実施します。1月23日(金)までに終える必要があります。
- (2) 月・木曜日の午前中が、教育相談日となっています。
- (3) 夏期休業中は、原則曜日に制限はありません。
- (4) 予約は、担任を通して連絡してください。

2 内容

- (1) 保護者面談、生徒面談、担任面談を行います。約1時間30分かかります。
- (2) 生徒は、保護者の面談中に課題を行います。

3 参加者

生徒・保護者・担任の三者での参加を原則とします。

4 教育相談表について

- (1) 保護者が記入した「教育相談表」を担任の先生に提出してください。
- (2) 担任の先生で、記入漏れがないか、内容に誤りがないか、ご確認をお願いします。
- (3) 教育相談前日までに、担任を通じて、本校事務室に持参または、特定記録郵便か簡易書留にて郵送してください。
- (4) 提出していただく「教育相談表」については、必要な内部資料として使用し、取り扱いには充分注意します。

5 療育手帳の提示について

教育相談当日、お持ちの療育手帳の確認をします。原本をご持参ください。

6 駐車場

第2駐車場をご利用ください。